

## 広島県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

### 政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第一条中「第十二条第一項（同法第十八条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び同法第十七条第一項（同法第十八条の二第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の報告書並びに同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の監査意見書に係る同法」を削り、「規定による」の下に「収支報告閲覧対象文書（政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十八条に規定する収支報告閲覧対象文書をいう。以下において同じ。）のうち、広島県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したものを加え、「広島県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の」を、「委員会の」に改め、同条の前に見出しとして「（政治資金規正法の規定による閲覧）」を加える。

第二条を次のように改める。

（政治資金規正法の規定による写しの交付）

第二条 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定により、委員会の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者（以下本条において「請求者」という。）は、別記様式第一号により委員会に請求しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による請求に係る別記様式第一号に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から十五日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記様式第二号により通知しなければならない。

5 第一項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて第三項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうち相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、別記様式第三号により通知しなければならない。

第三条の前の見出しとして「（公職選挙法の規定による閲覧）」を加える。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の前の見出しとして「（政党助成法の規定による閲覧）」を加える。

第六条を削る。

第七条第一項中「第二条、第四条及び第六条の規定による請求及び閲覧は」を「第一条の収支報告閲覧対象文書、第三条の報告書並びに第四条の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書（本条においてこれらを「報告書等」という。）の閲覧をしようとする者は、別記様式第四号に所要事項を記入し」に改め、同条第二項中「第一条の報告書及び監査意見書、第三条の報告書並びに第五条の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書（次項においてこれらを「報告書等」という。）を「報告書等」に改め、同条の前の見出しとして「（報告書等の閲覧の方法）」を加え、同条を第五条とする。

別記様式第一号から第三号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

住所(法人等の団体にあつては事務所または事業所の所在地)  
〒 -

氏名 (法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

1 交付請求する収支報告閲覧対象文書の写し

政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	
年	

2 収支報告閲覧対象文書の写しの交付方法 (希望する方法に○をしてください。)

ア 広島県選挙管理委員会において写しの交付を希望する。

イ 写しの送付を希望する。(別途送付に要する郵便切手が必要です。)

別記様式第2号 (第2条関係)

県 選 第 号  
平成 年 月 日

収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間延長通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けで請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号）第2条第4項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。

政治団体の名称並びに 収支報告閲覧対象文書 に係る収入及び支出が された年	
延長後の期間	年 月 日（ ）まで
延長の理由	
連絡先等	
備考	

収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間特例延長通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けで請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号）第2条第5項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。

政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年	
60日以内に収支報告閲覧対象文書の写しのすべてについて交付を行うことができない理由	
収支報告閲覧対象文書の写しの相当の部分についてでの交付を行う期間	年 月 日（ ）まで
残りの収支報告閲覧対象文書の写しについて交付を行う期間	年 月 日（ ）まで
連絡先等	
備考	



附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。